

大学機関別認証評価大学評価基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>はじめに (略)</p> <p>大学評価基準は、大学の学位課程(学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程)における教育活動を中心として、<u>大学設置基準等の法令適合性を含めて、大学として適合していることが必要と機構が考える</u>内容を示したものです。</p> <p>(略)</p>	<p>はじめに (略)</p> <p>大学評価基準は、大学の学位課程(学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程)における教育活動を中心として、<u>大学設置基準等関係法令への適合性を含めて、大学として満たすことが必要と機構が考える</u>内容を示したものです。</p> <p>(略)</p>
<p>目次 (略)</p>	<p>目次 (略)</p>
<p>領域1 (略)</p> <p>領域2 (略)</p> <p>判断の指針 (略)</p> <p>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)の評価では、これらの基準2-1及び基準2-2のいずれかに改善を要する点が認められた場合には、<u>大学評価基準に適合していないもの</u>とします。</p> <p>領域3～領域6 (略)</p>	<p>領域1 (略)</p> <p>領域2 (略)</p> <p>判断の指針 (略)</p> <p>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)の評価では、これらの基準2-1及び基準2-2のいずれかに改善を要する点が認められた場合には、<u>大学評価基準を満たしていないもの</u>とします。</p> <p>基準2-3においては、内部質保証が実際に機能しているか否かについて、自己点検・評価によって確認された問題点が改善され、また伸ばすべき特長がどのように伸長されたかを具体的に確認することによって判断します。</p> <p>領域3～領域6 (略)</p>